

議案第 52 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年1月22日

伊賀市長 岡本 栄

反訴の提起について

債務不存在確認等請求事件に対し、下記とおり反訴を提起する。

記

- 1 当事者 反訴原告 伊賀市
反訴被告 XXXXXXXXXX
- 2 事件名 償還金請求反訴事件
- 3 反訴請求の原因及び趣旨
 - (1) 合併前の伊賀町（以下「旧伊賀町」という。）は、J R 柘植駅周辺整備基本計画に基づき、伊賀町交通安全対策及び地域活性化事業等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を定め、同駅利用者の利便性向上を図るため駐車場及び駐輪場整備を行う者等に対し、事業費の一部を補助することにした。
 - (2) 反訴被告は、平成 16 年 10 月 1 日、反訴被告所有地の駐車場を拡張とした事業計画による補助申請を行い、旧伊賀町は、同月 27 日、当該申請を事業認定し、反訴被告との間で同日付の協定書と償還規約（以下「本件償還契約」という。）を締結し、1 千万円の補助金交付を決定した。
 - (3) 旧伊賀町の地位を継承した伊賀市は、平成 17 年 3 月 10 日、施工された工事を現地確認し、同月 18 日、反訴被告宛に補助金交付確定通知書を発し、同年 5 月 27 日、反訴被告が指定する口座へ(2)の補助金を振り込んだ。
 - (4) 本件償還契約には次のとおりの約定がある。
 - ア 反訴被告は、旧伊賀町が駐車場設置費用として支払った補助金 1 千万円のうち 750 万円について、平成 17 年度から平成 41 年度まで毎年 30 万円ずつの割賦金（計 25 回）にして返済する。
 - イ 旧伊賀町は、反訴被告が当該駐車場を完成時から 25 年間管理運営したときは、750 万円を超えて返還を求めない。
 - ウ 反訴被告は、イに定める期間前に駐車場の管理運営を止めようとするとき、又は同期間前に無断で本件償還契約に定める地位若しくは駐車場用地を他に譲渡したとき、駐車場用地につき反訴被告が所有権を失う恐れのある手続の申立てがなされたとき、若しくは反訴被告の責めに帰すべき事由により、本件償還契約が解除されるに至ったときは、交付した補助金全額から既に償還された

額を控除した額を一括して直ちに返済する。

- (5) 反訴被告は、本件償還契約の定めに従って、平成17年度分から平成24年度分までの償還金合計240万円（計8回）を返済したが、平成25年度分の割賦金を期日を越えても支払わないため、再度請求したところ、伊賀市に対し債務不存在確認等の訴えが提起された。
- (6) 伊賀市は本件償還契約の定めに基づき、反訴被告に対し平成26年3月31日までに支払うべき平成25年度分の割賦金30万円の支払を求める。